

# 立命館大学ヨーロッパ法セミナー

## 『フランスにおける法曹倫理』

- 一 はじめに 出口雅久
- 二 ダヴィド・シルステン フランスにおける弁護士および司法官の職業倫理についての総論的報告 (Rapport général sur la déontologie des avocats et des magistrats en France)  
幡野弘樹 (訳)
- 三 カロリン・ラフイユ 国民議会における職業倫理監督官 (Le Déontologue de l'Assemblée Nationale)  
幡野弘樹 (訳)
- 四 ベネディクト・フォバルク＝コソン 利益相反と公的生活 (Conflicts d'intérêts et vie publique)  
幡野弘樹 (訳)

### 一 はじめに

本稿は、2011年9月29日(木)に京都・立命館大学衣笠キャンパスにおいて開催された立命館大学ヨーロッパ法セミナー：『フランスにおける法曹倫理』に関する David Chilstein 教授(アルトワ大学法学部)、Bénédicte Fauvarque-Cosson 教授(パリ第二大学法学部・比較立法協会事務局長)および Caroline Lafeuille 弁護士(比較立法協会副事務局長)の三名のフランス比較立法協会会員による講演原稿の翻訳である。本学会誌への掲載をご快諾いただいた各先生方に心より御礼申し上げる次第である。また、当日の講演会の通訳および原稿の翻訳では、新進気鋭の民法学者である幡野弘樹准教授(立教大学法学部)に全面的な協力をいただいた。ここに心より感謝申し上げる次第である。

今回のセミナーでは、まず若手の David Chilstein 教授が「弁護士と司法官の職業倫理」について総論的な報告をされた。次に Caroline Lafeuille 弁護士は、実務家から見た法曹倫理の問題として「国民議会における職業倫理監督官」という具体的な利益相反問題に対する対処策について論じている。最後に、今回の訪問団の団長を務める Bénédicte Fauvarque-Cosson 教授は、比較立法協会事務局長だけあって、英語ばかりではなく、ドイツ語も流暢に操ることができ、とてもオープン

立命館大学ヨーロッパ法セミナー『フランスにおける法曹倫理』  
はじめに（出口）

な雰囲気の数学者であり、今回のセミナーでは「利益相反と公的生活」について報告され、最近のフランスにおける「公的生活における利益相反の職業倫理及び予防」法案にも言及している。

実は、今回の京都セッションは、日仏法学会の招聘で2011年9月26日から27日まで東京大学で開催された第8回日仏法学研究集会 テーマ：『情報』に参加するために David Chilstein 教授（アルトワ大学法学部）、Caroline Lafeuille 弁護士（比較立法協会副事務局長）、および Bénédicte Fauvarque-Cosson 教授が来日された折に、2004年の国際訴訟法学会パリ大会以来ご指導いただいている日仏法学会会長・北村一郎教授（東京大学法学部）より「是非京都セッション開催を」というご要望を受けていた。そこで、日仏法学会幹事・伊藤洋一教授（東京大学法学部）および谷口安平教授（京都大学名誉教授・元 WTO 上級委員・弁護士）とご相談した上で、本学においてヨーロッパ法セミナー『フランスにおける法曹倫理』を開催する運びとなった。フランス法について全くの門外漢である筆者にとって、世界でも最も伝統のあるフランス比較立法協会から著名なフランス人法学者を本学にお迎えして国際学術交流を推進することができたことは、望外の幸せであった。貴重な体験をさせていただいた日仏法学会の皆様方に心より感謝申し上げる次第である。なお、本稿は平成24年度科学研究費基盤研究(B)：研究課題名「民事訴訟原則におけるシビルローとコモンローの収斂」の研究成果の一部である。

平成25年3月22日

立命館大学法学部教授

出口 雅 久